

皆さんそろって投票しましょう

■問い合わせ先 市選挙管理委員会(市役所総務課内)
☎672-6115

7月5日(日)は兵庫県知事選挙の投票日

任期満了に伴う兵庫県知事選挙が6月18日(木)告示、7月5日(日)投票で実施されます。
わたしたちの代表を決める大切な選挙。一人ひとりの判断で、清き一票を投じましょう。

投票できる人

次の要件を満たし、選挙人名簿に登録されていることが必要です。

年齢 平成元年7月6日以前(この日を含む)に生まれた人

住所 平成21年3月17日以前から市内に住民登録をし、引き続き3か月以上市内に居住している人

※3月18日以降に県内の他市町村から転入した人は、市選挙管理委員会が交付する「引き続き県内居住証明書」を持ち、以前居住していた市町で投票するか、市選挙管理委員会にご相談ください。

選挙人名簿 市内で投票できるかできないかは、選挙人名簿で確認することができます。
選挙人名簿は、6月17日に市

選挙管理委員会(市役所総務課内)で閲覧することができます。

投票時間・投票所入場券

投票時間は、7時から20時まで。ただし、第3投票所(黒川簾野)、第4投票所(黒川本村)、第5投票所(猪野々)、第8投票所(川尻)、第14投票所(朝日)、第29投票所(藤和)、第51投票所(神子畑)は17時までです。

投票所へは、入場券を持参してください。なお、入場券は6月18日(木)以降に郵便でお届けする予定です。選挙権があると思われるのに入場券が届かないという場合は、市選挙管理委員会までお問い合わせください。
※入場券は紛失されても投票できます。

期日前投票と不在者投票

投票日に仕事や学業、旅行、入院などで投票所へ行くことができない場合は、期日前投票又は不在者投票のいずれかによる投票ができます。

◆期日前投票

▽期間：6月19日(金)～7月4日(土)
▽場所：和田山農業研修センター、生野支所、山東支所、朝来支所
▽受付時間：8時30分～20時
※週末には混雑が予想されますので、早い時期にお越しください。
※印鑑は不要です。入場券がなくても投票できます。

◆不在者投票

不在者投票ができる施設として指定されている病院などに入院・入所されている有権者は、院長・施設長に不在者投票の申し出をしてください。院長・施設長が有権者に代わって、投票用紙の請求などをを行います。

◆市外での不在者投票

遠方での仕事・学業などで投票日当日に市外に滞在する有権者は、市選挙管理委員会に投票用紙の請求をしてください。折り返し、投

票用紙などを送付しますので、滞在先の選挙管理委員会にそのまま持参し、その指示に従って不在者投票を行ってください。

投票用紙は、滞在先の選挙管理委員会が市選挙管理委員会に返送します。

◆郵便による不在者投票

身体障害者、戦傷病者、要介護認定者のうち、障害・要介護の程度が公職選挙法の定める基準に該当する有権者は、自宅で郵便による投票を行うことができます。

この制度を利用するためには、市選挙管理委員会が交付する「郵便投票証明書」の取得が必要となります。この制度を利用可能と見込まれる有権者で、まだ「郵便投票証明書」の交付を受けていない人は、市選挙管理委員会に申し出てください。

※郵便による不在者投票は、7月1日(水)が請求期限で、それ以後は請求できません。

開票・開票時間

開票は、投票日の7月5日(日)、21時15分(予定)から、和田山農業研修センター3階で行います。